

## 内閣府からのお知らせ

「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」に基づき、防衛関係施設等の周囲おおむね1,000mの区域内及び国境離島等の区域内の区域を「注視区域」・「特別注視区域」として指定することとされていますが、7月15日に村内の一部の区域を指定し、本日8月15日に施行しました。指定された区域内の土地・建物で防衛関係施設等の機能を阻害する行為が行われていないか内閣府が調査を行うほか、「特別注視区域」内において面積が200㎡以上の土地・建物を売買等する際には事前の届出が必要になります。詳しくは内閣府のホームページをご参照いただくか、下記の内閣府のコールセンターまでお問い合わせ下さい。

### 【特別注視区域※】

臥蛇島

### 【注視区域※】

口之島、平島、諏訪之瀬島（一）、（二）、悪石島、小宝島、宝島（一）、（二）

※具体的な区域図は内閣府のホームページに掲載しています。上記の区域の名称はホームページにおける区域図の名称です。

内閣府重要土地等調査法コールセンター TEL:0570-001-125（平日 9:30～17:30）

HP <https://www.cao.go.jp/tochi-chosa> または「内閣府 重要土地」で検索

